

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長こ放第78号
委 託 業 務 名 称	長浜市放課後児童クラブ児童学習用無線LAN環境整備業務委託
委 託 業 務 場 所	神照小学校(長浜市神照町311番地) 他7校
業 務 の 概 要	市内の小学校において、本市放課後児童クラブで使用している教室等に無線LANアクセスポイントを設置することで、通所児童のオンライン学習環境を整備するもの。 ・必要な現地調査、設計、機器設置、設定、試験等を実施すること。 ・既存のLAN配線を利用、若しくは必要に応じて基幹スイッチ又はフロアスイッチからLANケーブルを配線し、無線LANアクセスポイントを設置すること。
履 行 期 間	令和5年6月24日 から 令和5年8月25日 まで
契 約 年 月 日	令和5年6月23日
契 約 額 (税 込)	1, 562, 968円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 米原市米原西23番地 [商 号 又 は 名 称] 日本ソフト開発株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務はアクセスポイントの新設のみならず、各学校に整備されているGIGAスクール構想に基づく既設ネットワークの改修(コアスイッチの通信設定やファームウェアのバージョンアップ等)を行うものであり、本業務で増設するネットワークは既設ネットワークと密接不可分の関係にあることから、既設ネットワークの整備事業者である当該事業者と随意契約をするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。